

(2022年8月15日現在)
(お客様用)

烏山信用金庫貸金庫規定

貸金庫規定

1. この規定の取引に係る契約の成立

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

1. の 2 格納品の範囲

(1) 貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。

- ① 預貯金通帳・証書、契約証書、権利書等の重要書類
- ② 公社債券、株券などの有価証券
- ③ 貴金属、宝石等の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の事由があるときは、格納をお断りする場合があります。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに借主又は当金庫から解約の申出がない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

なお、期間を限定した短期のスポット契約も可能です。

3. 利用料

(1) 貸金庫の利用料は、パンフレット記載の利用料により1年分を前払いとします。また、期間を限定したスポット契約等の場合は契約時に一括払いとします。

烏山信用金庫

- (2) 年払いは1年分を前払いとし毎年4月10日に、借主が指定した預金口座から払戻請求書等によらず自動的に利用料に充当します。
- (3) 当初契約時の利用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月からお支払いいただきます。年払いは当初満了日（3月末日）の属する月までの月割計算によりお支払いいただきます。
- (4) 利用料を諸般の情勢により変更することがあります。変更利用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (5) 借主の都合で契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から満期満了日（3月末日）までの利用料を月割計算により返戻します。

4. 鍵及び貸金庫カードの保管

貸金庫に付属する正・副鍵2個のうち正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ副鍵袋に入れ借主の届出印章により、封印のうえ当金庫が金庫室所定の場所に保管いたします。また、自動貸金庫の貸金庫カードは借主が保管するものとします。

5. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は借主又は借主があらかじめ届出た代理人が正鍵又は貸金庫カードを使用して行って下さい。
- (2) 開庫にあたっては、当金庫所定の開庫依頼書に届出の印章により記名押印し提出して下さい。なお、自動貸金庫の場

合は、開庫依頼書の提出は省略し、貸金庫カードと届出の暗証により貸金庫を開庫して下さい。

- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行って下さい。なお、閉庫後は貸金庫施錠を確認して下さい。

6. 届出事項の変更届

- (1) 印章を喪失したとき、又は印章、名称、代表者、代理人住所等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当金庫へ届出いただくとともに改めて「本人確認」「取引時確認」を行わせていただきます。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくは毀損した時も同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知又は送付書類を発送した場合には、延着又は到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

7. 印章・正鍵・カード喪失時等の取扱

- (1) 印章、正鍵もしくは貸金庫カードを喪失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きした後に行って下さい。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を喪失した場合は又は毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。また、貸金庫カードを喪失した場合も再発行費用をお支払い下さい。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じて下さ

い。

8. 成年後見人制度等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出て下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出て下さい。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出て下さい。
- (4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出て下さい。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. 印鑑照合等

- (1) 開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。
- (2) 自動貸金庫取引は、貸金庫カードを確認し使用された暗証

と届出の暗証との一致を確認して取扱いましたうえは、貸金庫カード又は暗証につき偽造、変造、盗用、その他の事故があってもそのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

10. 損害の負担等

- (1) 災害・事変その他の不可抗力の事由又は、当金庫の責めによらない事由により貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に应じられないことがあります。このために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により当金庫又は、第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は第12条3項第1号、第2号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第3項第1号、第2号又は第3号AからEのひとつにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵・貸金庫カード及び届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに

明け渡して下さい。なお、正鍵等又は届出の印章を喪失した場合に解約するときは、この他第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号のひとつにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が利用料を支払わないとき。
- ② 借主についての相続の開始があったとき。
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由又は格納品の変質等により当金庫もしくは第三者に損害を与え又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ④ 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ⑤ 借主又は代理人がこの規定に違反したとき。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、又は借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明け渡して下さい。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚

偽の申告をしたことが判明した場合

- ② 借主又は代理人が、次のいずれかに該当し又は該当したことが判明した場合

現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これに準ずる者。また、これらの者と関係を有している者。

- ③ 借主又は代理人が、自ら又は第三者を利用して次の A から E に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前 A から D に準ずる行為

(4) 前2項又は3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの日の属する月までの利用料相当額を月割計算により支払って下さい。

(5) 第1項から第3項の明け渡しりが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理し、もしくは一般的に適当と認められる方法、時期、

価格等により処分し、又は処分困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 利用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは当金庫から請求があり次第支払って下さい。

13. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕又は移転その他やむを得ない事情により当金庫が格納品の一時引取り又は貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

14. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、又は店舗の火災、格納品異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機に処理をすることができるものとします。このために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

15. 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸又は質入することはできません。

16. 規定の変更等

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変

更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項による規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上